

第9次

久山町高齢者保健福祉計画

[令和6年度～令和8年度]

ひ ととひとが さ えあう や さしい ま ち

令和6（2024）年 2月

久山町

高齢者保健福祉計画

目指す
まちの姿

高齢者になっても
元気と笑顔あふれる 安らぎのまち

第1章 高齢者保健福祉計画の基本方針

第1節 基本目標

高齢者保健福祉計画では、久山町福祉総合計画の基本理念や久山町地域福祉計画の方針に基づき、3つの基本目標を定め、各施策を推進することにより、「高齢者^{*}になっても元気と笑顔あふれる 安らぎのまち」の実現を目指します。

基本目標 1 自らつくる健康と生きがい 生涯現役のまち

高齢者の健康づくりや介護予防による健康寿命の延伸とフレイル（虚弱）の予防、要介護状態の重度化防止に向けた取組みが重要です。このため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、生活習慣病対策や健康づくりと介護予防、要介護状態の悪化防止に向けた事業を展開します。

また、地域の支え合いやつながりが希薄化する中、元気な高齢者が地域や社会を支える担い手の一員となることが大いに期待されます。就労の場の確保や生きがいづくり、社会参加の場や機会を創出し、高齢者が地域でいきいきと活躍できる環境づくりに取り組めます。

主要施策

- 1 ひさやま方式の健康づくり
- 2 社会参加と生きがいづくりの促進
- 3 高齢者が互いに支え合う地域づくりの推進

※本計画内で「高齢者」とは65歳以上の者を指します。

基本目標 2 高齢者を包括的に支え 安心して暮らせるまち

高齢者とその家族を支えるため、地域包括支援センターを要として、高齢者の保健・福祉・医療の関係機関のネットワークを構築し、適切なサービスや関係機関等につなげる相談支援体制の充実を図ります。

また、認知症や疾病の予防とともに、在宅療養が必要になっても本人の意思が尊重される環境が大切です。このため、保健・医療・介護等の多職種による支援体制の充実や在宅生活を支えるサービスの充実に加え、地域における福祉意識を高め、できる限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるまちを目指します。

主要施策

- 1 いつでも相談でき、必要な情報が手に入る仕組みづくり
- 2 認知症になっても、病気になっても安心して生活できる環境づくり
- 3 在宅生活を支える多様なサービスの充実

基本目標 3 高齢者にやさしい 住みよいまち

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、高齢者に配慮した住まいの確保や生活環境の整備に加え、災害等の危険から命が守られ、安全な生活が保障されていることが重要です。

高齢者をはじめ全ての住民が住みやすいまちとなるよう、地域住民の理解や協力の下、安全な生活環境の整備や高齢者の権利が守られる仕組みづくり、防災・防犯対策の充実に取り組めます。

主要施策

- 1 高齢者にやさしい住まいの確保
- 2 高齢者の安全対策の推進
- 3 安心した生活環境の整備

第2節 高齢者保健福祉計画の体系図

目指す
まちの姿

高齢者になっても
元気と笑顔あふれる 安らぎのまち

基本目標

主要施策

施策の展開

基本目標 1

自ら健康と生きがい
を現役のまがい
に生かす

1 ひさやま方式の
健康づくり

1 健康づくり・疾病予防の推進
2 介護予防の推進

2 社会参加と生きがい
づくりの促進

1 社会参加の促進
2 雇用の場・就労支援体制の充実

3 高齢者が互いに支え合う
地域づくりの推進

1 見守り支援活動の推進
2 高齢者による互助活動の推進

基本目標 2

高齢者を包括的に
安心して暮らせる
まちを支える

1 いつでも相談でき、
必要な情報が手に入る
仕組みづくり

1 総合的・包括的な相談支援体制
の充実
2 保健・福祉・医療に関する情報
提供の充実

2 認知症になっても、病気
になっても安心して生活
できる環境づくり

1 認知症予防、早期診断・早期対
応の推進
2 認知症への理解促進・家族介護
者支援
3 在宅医療・介護連携の推進

3 在宅生活を支える多様
なサービスの充実

1 在宅生活を支えるサービスの充実
2 生活支援体制の整備促進

基本目標 3

高齢者にやさしい
住みよいまち
の整備

1 高齢者にやさしい住ま
いの確保

1 高齢者に適した居住環境の整備
2 安心できる居住の場の確保

2 高齢者の安全対策の推進

1 権利擁護の推進
2 防災・防犯対策の強化
3 感染症対策の推進

3 安心した生活環境の
整備

1 生活環境の充実
2 バリアフリー化・ユニバーサル
デザインの推進

第2章 施策の展開

基本目標 1 自らつくる健康と生きがい 生涯現役のまち

主要施策 1 ひさやま方式の健康づくり

町と九州大学が共同で行う生活習慣病予防健診（以下「ひさやま健診」という。）を核とする「ひさやま方式」[※]の健康管理を活用し、健康増進への関心喚起と自ら取り組む健康づくりや介護予防につなげ、健康寿命の延伸を目指します。

施策の展開

1 健康づくり・疾病予防の推進

健康寿命の延伸に向け、生活習慣病予防を中心とした健診事業の充実及びICT等を活用した保健指導や健康づくりの充実に取組みます。

また、住民の健康増進に向け、健康教育や健康づくりに関する情報の周知を図り、健康への意識啓発や生活習慣病予防を中心とした疾病予防の推進に取組みます。

主な施策・事業	内容
① 生活習慣病予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・関係機関による詳細な検査項目（心不全マーカー、緑内障検査等）を導入したひさやま健診を実施し、疾病の早期発見及び早期治療、重症化予防に取組みます。さらに、令和6年度から町民生活課、福祉課、健康課で連携し後期高齢者を対象に生活習慣病の重症化予防やフレイル予防のための事業に取組みます。・「ひさやま元気予報」[※]のソフトを用いた指導を行い、生活習慣の改善を働きかけます。・本町の充実した健診内容や健診の成果を広く周知し、若い世代から健康づくりへの意識を高め、セルフケア（自己管理）の推進に取組みます。
② がん対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・がんの早期発見、早期治療のため、がん検診及びがんの精密検査受診の必要性について、周知啓発を行います。また、検査方法については国のガイドラインに準じていますが、より精度の高い肺がんCT検診も導入します。・がん検診の結果管理として、個別に精密検査の受診勧奨に取組みます。

主な施策・事業	内 容
③ 健康教育事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進を目的とした地域での高齢者に対する健康教育の他、疾病予防を目的とした糖尿病予防教室、ひさやま健康セミナーなどを開催し、健康づくりの意識を高めます。 ・健康づくり事業への参加者増加に向け、ICTやひさやま健康ライブラリーを活用した事業の周知に努めます。 ・Dining&Workshop[※]を毎年度6回開催予定です。
④ 健康相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスC&Cセンターの保健師・管理栄養士、九州大学久山町研究所の医師がこころと体の健康相談に対応し、保健指導等を行うことで、住民自身の疾病予防に働きかけます。また、健康相談について、より広く周知し、事業の充実を図ります。
⑤ 高齢者健康調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康状態等を把握するため、九州大学久山町研究所の医師とともに、高齢者健康調査を行います。また、調査結果を基にフレイル予防など事業の充実を図ります。
⑥ ピアジェフィットネス	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスC&Cセンターのフィットネスルーム内に健康運動指導士が常駐し、個人の身体状況に応じた指導を行います。また、高齢者や障がい者でも利用しやすい機器を導入し、目的や体力に合わせた運動の場を提供します。
⑦ 健康アプリの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンの健康管理アプリ「kencom」[※]を活用し、毎日の歩数や血圧、体重の管理のほか、健診結果の閲覧、個人にあわせた健康情報の取得など、楽しみながらセルフケアを継続できるように、アプリの登録支援を行い、利用促進に努めます。

※「ひさやま方式」の健康管理とは、健診を受けた方々の追跡調査データ等により、生活習慣病の原因や予防法を明らかにし（疫学調査）、その成果を基に久山町と九州大学、町内開業医が連携して、住民の健康管理に役立てる町独自の手法。

※「ひさやま元気予報」とは、久山町と九州大学が連携して実施する「ひさやま健診」（40歳以上の全住民対象）の健診データを活用した、将来糖尿病等の疾患発症確率を予測するシステムのこと。

※Dining & Workshop（ダイニング&ワークショップ）とは、健康の原点である“食べる”ことからはじめ、自身のセルフケアにつなげる講座であり、ひさやま健康ライブラリーへ来場するきっかけとなるよう事業実施会場にひさやま健康ライブラリーを利用して実施している。

※「kencom」とは、町民自らが健康づくりに取り組む意識を促し、生活習慣病の予防と健康の保持・増進を図ることを目的とした、スマートフォンやパソコンで利用することが可能なアプリのこと。



【これまでの実績と今後の見通し】

項目	単位	実績		見込み	目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
ひさやま健診受診率	率	44.0	45.7	50.0	増加
がん検診受診者数					
胃	率	10.0	11.5	13.5	増加
大腸	率	23.5	25.6	26.3	増加
肺	率	34.9	37.2	37.1	増加
前立腺	率	30.5	31.4	33.8	増加
子宮	率	23.1	22.7	21.7	増加
乳	率	18.9	16.8	17.9	増加
健康相談（個別相談） 件数	件	63	95	100	現状維持
ピアジェフィットネス（健康運動コース）					
総数	人	3,681	6,828	7,500	増加
うち高齢者	人	2,785	5,058	5,250	増加
サロン・シニアクラブ の場を活用した健康 教育実施数	回	0	1	4	増加
kencom 登録者数 （累計）	人	1,519	1,687	1,750	増加

※令和2年1月から流行した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の中断や利用自粛、講座等の中止、もしくは延期、縮小により、令和4年度までの実績が少ないまたは低い傾向がみられます。

（以下、同様）

2 介護予防の推進

高齢者が生涯にわたって健康な暮らしを送ることができるよう、地域デイサービスやサロン、ふれあいスクールで介護予防や重症化防止などに取組みます。

また、高齢者が自立した暮らしを続けられるよう、住民や関係団体などが主体となったサービスの充実に取組みます。

さらに、セルフケアの意識を高め、自立支援や介護予防に取り組むため、様々な専門職による支援が受けられる体制の構築も進めていきます。

主な施策・事業	内 容
① 中長期通所型サービス事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 主に地域の通いの場に行くことが難しい方や、自主的に事業に参加することが難しい方の要介護状態の防止や自立支援、高齢者同士の交流や生きがいづくりを目的として中長期通所型サービス事業（ふれあいスクール）で体操や脳トレ、レクリエーションを実施します。今後、対象者の基準の整理や周知方法を検討します。
② 地域デイサービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防を目的とした住民主体の活動であり、地域の公民館や集会所で、体操やレクリエーション等を実施します。専門職の派遣や補助金を支給し、効果的な事業内容と安定的な活動になるように支援を実施します。
③ 元気サポーターの養成と活動推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域デイサービスの運営を担う元気サポーターの養成を行うことで、地域での効果的かつ安定的な介護予防の普及及び活動につなげていきます。また、サポーター自身の健康増進と介護予防を図ります。 各行政区に新しいサポーターを養成できるよう周知するとともに、サポーターの活動に対するモチベーション向上や知識技術の獲得につながるようなフォローアップ研修を行います。
④ 専門的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士や作業療法士、健康運動指導士等を地域デイサービスやふれあいスクールに派遣し、介護予防や認知症予防に対する高齢者のセルフケアの意識を高めます。
⑤ ふれあい・いきいきサロンの実施	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会が支援する、住民主体で実施する事業であり、高齢者の居場所づくりや外出のきっかけづくりのため、地域の公民館等を活用した楽しみの場をつくります。 既存サロンの活動の充実に努めるとともに、新規サロンの立ち上げや、誰でも参加しやすい環境づくりに努めます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項目	単位	実績		見込み	目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
中長期通所型サービス事業					
年度当初登録者	人	29	26	26	現状維持
介護サービスに移行しなかった登録者の割合	率	94.5	96.3	97	増加
地域デイサービスで介護サービスに移行しなかった利用者の割合	率	75	76.7	78	増加
元気サポーター養成者数	人	88	98	98	増加
ふれあい・いきいきサロン登録者数(延べ)	人	207	187	173	増加

主要施策2 社会参加と生きがいづくりの促進

高齢者が心身ともに元気でいきいきと暮らしていけるよう、社会参加の場や就労の機会を創出し、地域で活躍できる環境づくりに取り組めます。

施策の展開

1 社会参加の促進

高齢者が地域で活動するため、シニアクラブ等の活動支援などの交流活動を広げていきます。また、高齢者が趣味や生きがいを持ち、自己実現を図ることで充実した生活が送れるよう、学習機会やスポーツ・レクリエーション活動などの提供に努めます。

主な施策・事業	内容
① シニアクラブ活動の推進	・社会福祉協議会と連携し、シニアクラブ活動への支援を行うとともに、社協だよりや町の広報誌、ホームページ等を活用し、活動のPRを行います。

主な施策・事業	内 容
② 世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や幼稚園、小学校と連携し、高齢者が子どもたちに昔の遊びや地域の歴史等を教える機会をつくり、世代間交流を図ります。 ・地域における人と人とのふれあいの希薄化の解消や高齢者の生きがいづくりのために、地域住民が多世代で交流できる場（居場所）の仕組みづくりを検討していきます。
③ 生涯学習・スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・文化活動や各種スポーツ大会等、幅広い年齢層が参加できる大会・イベントを実施し、高齢者を含む全ての住民の健康づくりと交流の拡大につなげていきます。 ・高齢者に新たな趣味や生きがいを見出すことによる引きこもり防止及び健康増進となる仕組みづくりを実施します。
④ シニアチャレンジ応援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の高齢者の外出のきっかけづくりや、心身の健康維持として、継続できる趣味づくりにもチャレンジしていただくために、コミュニティバス無料券とチャレンジ応援クーポンを支給します。 ・65歳以上の高齢者が、スマートフォンを利用したコミュニケーション手段や操作方法の習得することで、新たな繋がりや楽しみの創出にチャレンジしてもらおうとするためスマホ教室を実施します。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単 位	実 績		見込み	目 標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
シニアクラブ					
会員数	人	589	563	538	増加
スポーツ大会参加者数	人	0	156	185	増加
シニアチャレンジ応援事業					
チャレンジ応援クーポン等利用者数	人	-	-	630	増加
スマホ教室参加者数（延べ）	人	-	182	116	現状維持

※スマホ教室は令和4年度と令和5年度で開催回数が異なります。

2 雇用の場・就労支援体制の充実

高齢者がこれまで培ってきた経験や技術・能力を発揮しながら、社会との関わりを維持していくことができるよう、ハローワークと連携した就労支援や久山町シルバー人材センター等の活用機会の拡大を図ります。

主な施策・事業	内 容
① 就労相談・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・働きたい高齢者の就労を支援するため、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労に関する相談や情報提供、就労に必要な技能講習等の支援など就労機会の拡充及び事業の周知に努めます。 ・高齢者の社会参加を促進するため、相談を受け付けた際は、ハローワーク等の関係機関に繋いでいきます。
② シルバー人材センター活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの活動の周知及び支援をします。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単 位	実 績		見込み	目 標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
シルバー人材センター会員数	人/年	65	68	70	増加

主要施策3 高齢者が互いに支え合う地域づくりの推進

身近な地域において、性別や年齢、障がいの有無を超えてつながり、「支える側」「支えられる側」という画一的な関係を超えて支え合う地域共生社会の考え方が求められています。本町においても、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支え、さらには地域や社会を支える担い手の一員として活躍できる地域づくりを推進します。

施策の展開

1 見守り支援活動の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、閉じこもりがちな高齢者等に対し、民生委員児童委員の見守りをはじめ、高齢者を含む地域住民によるさりげない見守りを推奨し、地域を支え、地域に支えられる環境づくりに努めます。

主な施策・事業	内容
① ひとり暮らし高齢者等の見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターと、民生委員児童委員、老人世帯巡回員及び見守り協力員が連携し、ひとり暮らし高齢者等の異変発見や支援依頼に対応します。 ・ひとり暮らし高齢者の増加が予想されるため、地域との連絡体制の確立やICTの活用を検討し、見守り体制の充実に努めます。
② 地域における見守り体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り協力員の活動や必要性を周知すると共に、養成講座による新たな協力者となる人材を確保します。見守り協力員はひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に声掛け等のさりげない見守りを行います。 ・社会福祉協議会との連携により、行政区役員、民生委員児童委員、シニアクラブ、見守り協力員が参加する地区別見守り会議を開催し、見守りが必要な高齢者世帯等の情報共有や体制のあり方について協議していきます。
③ 老人世帯巡回員派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・主にひとり暮らし高齢者を対象に、巡回員が定期的に安否確認や体調確認を行い、日常のささいな困りごとに対応します。
④ 緊急通報システム設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者または、高齢者のみ世帯の登録者の自宅に緊急通報システムを設置し、委託事業所の職員や申請者の家族や民生委員児童委員、近所の方等の協力員が緊急事態等への対応を行います。
⑤ 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊が予想される高齢者情報を警察署と共有し、協力サポーター及び協力事業者にメールで一斉配信し、捜索に協力してもらうことにより、認知症高齢者を早期発見・早期保護につなげます。 ・福岡都市圏の4市7町の広域事業として実施しており、事業の周知を行い、見守り体制の充実に取組みます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項目	単位	実績		見込み	目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
ひとり暮らし高齢者等の見守り					
見守り対象者数	人	13	14	17	増加
見守り協力員数	人	42	51	56	増加
老人世帯巡回員派遣事業利用者数	人	8	8	8	増加
緊急通報システム設置数	人	44	47	55	増加
徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業登録申請者	人	17	17	19	増加

施策の展開

2 高齢者による互助活動の推進

高齢者自身が地域の課題を意識し、解決主体として活躍できるよう、ボランティア活動や地域のリーダーとなる人材育成に向けた研修への参加を促します。

主な施策・事業	内容
① 元気サポーターの養成と活動推進 ※再掲	<ul style="list-style-type: none"> ・地域デイサービスの運営を担う元気サポーターの養成を行うことで、地域での効果的かつ安定的な介護予防の普及及び活動につなげていきます。また、サポーター自身の健康増進と介護予防を図ります。 ・各行政区に新しいサポーターを養成できるよう周知するとともに、サポーターの活動に対するモチベーション向上や知識技術の獲得につながるようなフォローアップ研修を行います。
② ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が、ボランティア連絡協議会や関係機関・団体と連携し、高齢者のニーズに即したボランティア講座を実施します。 ・気軽に行えるボランティア活動や、既存ボランティアグループの紹介等の情報提供を行い、ボランティア活動に参加しやすい地域づくりに努めます。
③ ひさやま福祉大学の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が、住民の関心が高い地域の福祉課題等をテーマにひさやま福祉大学を開催し、地域福祉活動の理解を深めます。

基本目標 2 高齢者を包括的に支え 安心して暮らせるまち

主要施策 1 いつでも相談でき、必要な情報が手に入る仕組みづくり

高齢者が抱える様々な生活課題や医療・福祉の相談に対応するため、地域包括支援センターを中核として、適切なサービスや関係機関等につなげる包括的な相談支援体制の充実を図ります。

また、保健や福祉に関する制度やサービスについてわかりやすく、より丁寧な情報提供の工夫に努めます。

施策の展開

1 総合的・包括的な相談支援体制の充実

高齢者の総合相談支援、介護予防ケアマネジメントなど高齢者の在宅での生活を支援する地域包括支援センターを周知するとともに、地域包括ケアシステムの中核機関としての機能強化を図ります。

主な施策・事業	内容
① 地域包括支援センターの周知	・地域包括支援センターをホームページや広報誌、地域の集まりの場等で紹介することで幅広い年代に向けて高齢者の総合相談窓口であることを周知します。
② 総合相談支援業務の充実	・相談内容に応じた支援を行うため専門職を配置し、高齢者の日常における様々な問題や悩み、介護に関する相談に応じ、適切なサービスや関係機関につなげます。
③ 権利擁護業務の充実	・高齢者の権利を守り、地域において安心して生活できるように支援します。また、高齢者の虐待防止や悪質な訪問販売等による被害の防止、日常生活自立支援事業（社会福祉協議会実施）、成年後見制度の紹介等の支援を行います。
④ 介護予防ケアマネジメント業務の充実	・要支援認定者（予防給付）へのケアプラン（介護予防計画）の作成やモニタリングを行います。自立支援や介護予防の観点から、町の介護予防事業や地域資源等の紹介を行います。
⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実	・地域のケアマネジャーとの連携を強化し、高齢者がより暮らしやすい地域にするため、様々な関係機関とのネットワークづくりに取り組み、継続的に支援を行います。

主な施策・事業	内 容
⑥ 地域ケア会議の充実	・高齢者の個別ケースや地域課題を解決するとともに、地域ケアに関する情報を共有するため、多職種からなる地域ケア会議を開催します。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
介護相談 (個別相談・支援)	件	1,074	1,225	1,300	増加
地域ケア会議開催数	回	2	2	4	増加

施策の展開

2 保健・福祉・医療に関する情報提供の充実

介護保険制度や町の福祉サービスについて、町の広報紙やホームページ、パンフレットなど多様な媒体を活用し、わかりやすく丁寧な情報提供に取り組めます。

また、日頃から家庭訪問を行う民生委員児童委員による情報提供も有効と考えられるため、民生委員児童委員に対する学習の機会を設けます。

主な施策・事業	内 容
① 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町の広報誌やホームページ、SNS、各種パンフレット等の各広報媒体の特性を活かした情報発信を行い、介護保険制度や高齢者福祉サービス、高齢者保健事業等の情報をわかりやすく伝えます。 ・町が実施する高齢者福祉サービスの内容をまとめた高齢者福祉のしおりを周知します。
② 民生委員児童委員を通じた情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員が高齢者宅への訪問時に、必要な情報を適切に提供できるよう、保健・福祉・医療に関する法制度やサービスに関する学習の機会を設けます。

主要施策2 認知症になっても、病気になっても安心して生活できる環境づくり

町全体で認知症の方を含む高齢者を支え、高齢者にやさしいまちづくりを基盤としながら、これまで久山町研究で導かれた科学的根拠に基づいた認知症の予防対策を推進し、地域における認知症の方との共生に取り組めます。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加も予想されることから、在宅医療と介護に関わる多職種連携による切れ目のないサービス提供体制の構築を推進します。さらに、在宅医療や在宅での看取りについて、理解を得られるよう住民への普及啓発に取り組めます。

施策の展開

1 認知症予防、早期診断・早期対応の推進

久山町研究の成果により、生活習慣病の予防・管理が認知症の予防につながると示されています。このため、生活習慣病などの危険因子を包括的に予防・管理し、認知症発症の予防、あるいは重症化の遅延に向けた取り組みを推進します。

また、認知症の疑いがある人が適切な医療・介護が受けられるよう支援していきます。

主な施策・事業	内容
① 認知症予防カフェの実施	・認知症の人及びその家族や高齢者を支える地域づくりを推進することを目的として認知症予防カフェ『わくわく茶わ(和・話・輪)会』を実施します。定期的な集まりの中で、五感(視覚・聴覚・触覚・嗅覚・味覚)を刺激し、楽しみながら脳の活性化を図るため、折紙、音楽、絵描き、体操等を行います。
② 認知症予防講演会の実施	・認知症や認知症の予防に関する知識や理解を、高齢者だけでなく幅広い世代の方にも広めるため、実施内容や媒体の検討をした講演会及び映画上映会を実施します。
③ 生活習慣病の予防・管理に向けた包括的な取組	・町の健康課、福祉課、社会福祉協議会、大学や粕屋医師会が協働し、住民の糖尿病や高血圧の予防、正しい食生活や運動習慣などの管理・指導を行い、認知症予防対策を推進します。 ・元気サポーター養成講座や地域の通いの場等で、健診の結果や九大の研究結果を踏まえた内容で説明や指導を行い、認知症予防対策につなげていきます。
④ 高齢者健康調査の活用による認知症の早期発見	・九州大学久山町研究室の医師とともに高齢者健康調査を行い、高齢者の健康状態及び認知症の状況を確認し、必要に応じてかかりつけ医への報告及び医療機関の紹介を行います。

主な施策・事業	内 容
⑤ 認知症初期集中支援チームの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、ケアマネジャー、医師等が連携し、認知症の人（疑いのある人）や家族へ早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。 ・認知症初期支援チームについて住民に周知し、必要としている住民が活用できるようにします。
⑥ 認知症地域支援推進員※の活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人とその家族への相談支援や地域における支援体制の構築に取り組みます。 ・認知症地域支援推進員を住民に周知し、活動を推進します。
⑦ 認知症ケアパス※の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアパスについて住民に周知し、認知症の家族や関係者が活用できるようにします。

※認知症地域支援推進員とは、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者。

※認知症ケアパスとは、認知症の人の生活機能障がい進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかをあらかじめ標準的に決めて、サービスや支援の情報を冊子としてまとめたもの。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
久山町認知症予防カフェ					
参加人数	人/年	179	485	540	増加
開催数	回/年	19	36	27	現状維持
認知症予防講演会					
開催数	回/年	1	1	1	現状維持
参加人数	人/年	84	86	100	増加
認知症初期集中支援チーム					
会議回数	回/年	5	5	6	現状維持
対象者数	人/年	2	3	2	現状維持
認知症地域支援推進員配置数	人/年	2	1	2	現状維持

2 認知症への理解促進、家族介護者支援

認知症に対する偏見をなくし、認知症になっても安心して日常生活を送れる地域づくりを目指し、認知症の普及啓発及び本人発信の支援など、共生と予防を推進していきます。併せて、家族介護者への支援や若年性認知症の理解促進に取り組めます。

主な施策・事業	内 容
① 認知症サポーターの養成及び活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に対する正しい理解の普及に努めるとともに、認知症の人とその家族を支援し、地域で支える仕組みづくりを進めます。 ・ 認知症サポーターが地域で活動できる場や機会づくりを検討します。
② 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業の推進 ※再掲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徘徊が予想される高齢者情報を警察署と共有し、協力サポーター及び協力事業者にもメールで一斉配信し、捜索に協力してもらうことにより、認知症高齢者を早期発見・早期保護につなげます。 ・ 福岡都市圏の4市7町の広域事業として実施しており、事業の周知を行い、見守り体制の充実に取り組めます。
③ 若年性認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年性認知症になっても、雇用の継続や障がい福祉サービスである就労継続支援事業の利用、障害者手帳の取得や障害年金の受給など様々な支援が総合的に受けられるよう関係機関と連携を図ります。また、制度や認知症家族会の周知に取り組めます。
④ 認知症家族会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人を介護している家族が、介護の不安や悩みを話すことができる環境をつくり、精神的負担の軽減を図るため、社会福祉協議会で認知症家族会『すまいるカフェ』を実施します。 ・ 住民が集まる場所や医療機関等にリーフレットを設置し、声かけ等の周知活動を行うとともに、実施方法や内容を検討します。
⑤ 小学生からの福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生に認知症についての学習のため認知症キッズサポーター養成講座を、中学生に認知症サポーター養成講座を実施します。 ・ 高齢者や認知症等についての理解を深め、学校生活や地域・家庭で活かすとともに、将来の地域福祉の担い手を育成することを目的に、小・中学生に対し高齢者疑似体験や高齢者との交流会等を開催します。また、子どもから大人までが福祉について学べるよう、親子で参加できる内容等を検討します。

【これまでの実績と今後の見通し】

項目	単位	実績		見込み	目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座					
開催回数	回	5	2	2	増加
受講者数 (一般)	人	71	17	30	増加
受講者数 (中学生)	人	100	96	90	現状維持
認知症家族会（スマイルカフェ）					
開催数	回/年	1	4	4	現状維持
参加人数	人/年	3	9	16	増加

3 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を維持し、自宅で最期を迎えることができるよう、糟屋地区1市7町や粕屋医師会等との協働の下、在宅医療・介護連携の推進に取り組めます。

また、住民が在宅医療や介護、看取りについて正しく理解することも重要であるため、住民向けの講演会の実施やリーフレット等の配布などにより、普及啓発に努めていきます。

主な施策・事業	内 容
① 在宅医療・介護連携推進事業の充実	・粕屋医師会や保健所と連携し、会議や研修会を通じて、在宅医療・介護に係る多職種連携やスキルアップを図ります。
② 在宅医療・介護に関する相談支援体制の強化	・ケアマネジャーや保健師等の専門職が高齢者の健康状態や生活状況の把握を行い、適切な医療・介護等のサービスへつなげます。 ・退院後の支援として、専門職が医療機関と連携を図りながら、医療・介護サービスが切れ目なく提供できる体制の構築に取り組めます。
③ 住民への普及啓発の推進	・在宅医療が必要になった時に適切なサービスを選択できるよう、かすや医療・介護情報ネット（さがすくん）やとびうめネットの周知に努めます。また、終末期や在宅看取り等について幅広い世代に理解を得られるように講座の実施方法を検討し、普及啓発に努めます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単 位	実 績		見 込 み	目 標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
在宅医療・介護に関する住民講座等実施回数	回	1	1	1	現状維持

主要施策3 在宅生活を支える多様なサービスの充実

ひとり暮らし高齢者や介護が必要な高齢者などが、安心して自宅で生活を送れるように、町が提供する様々な高齢者福祉サービスの充実と各事業の周知及び利用促進を図ります。

また、公的なサービスでは対応できない掃除や洗濯、ごみ出し、買い物などの日常生活の困りごとに対して、住民相互による助け合いの普及や生活支援体制整備事業によるインフォーマルサービスの創出に取組みます。

施策の展開

1 在宅生活を支えるサービスの充実

高齢者ができる限り自宅において、自立した生活が送れるよう、高齢者のニーズを把握しながら、在宅サービスの充実を図ります。同時に、各種サービスや支援について周知し、利用促進を図ります。

主な施策・事業	内 容
① 配食サービス	・要介護認定を受けているひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。
② 紙おむつ等支給事業	・要介護3以上と認定された在宅の要介護者に対し、紙おむつ代等を要綱で定める限度額内で支給し、家族の心理的負担や経済的負担の軽減を図ります。
③ 老人はり・きゅう施術助成	・町内居住者で70歳以上の人に対し、はり・きゅう施術費の一部を支給することにより、自身の健康管理を支援します。今後、事業を周知した上で、ニーズに応じた事業の実施を検討します。
④ 生活管理指導短期宿泊サービス	・社会適応が困難な高齢者に対し、特別養護老人ホームへの短期宿泊措置を講じ、介護予防や日常生活に対する指導を行います。また、虐待などによる一時保護や体調調整を図ります。
⑤ 成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度を広報で周知を図るとともに、成年後見制度利用等についての相談業務を行います。 ・成年後見制度利用が必要であり、費用負担が困難な人に対し経費を助成します。今後、社会福祉協議会と連携し、制度の周知を行い、利用促進を図ります。
⑥ 老人保護措置	・虐待等、環境上または経済的な問題で措置が必要な場合、養護老人ホーム等に入所保護します。
⑦ 緊急通報システムの設置 ※再掲	・ひとり暮らし高齢者または、高齢者のみ世帯の登録者の自宅に緊急通報システムを設置し、委託事業所の職員や申請者の家族や民生委員児童委員、近所の方等の協力員が緊急事態等への対応を行います。

【これまでの実績と今後の見通し】

項目	単位	実績		見込み	目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
配食サービス利用人数	人	17	22	25	増加
紙おむつ等支給事業	件	20	30	40	現状維持
老人はり・きゅう 施術助成	人	1	2	2	増加
生活管理指導短期 宿泊サービス	人	0	0	0	増加
成年後見制度利用 支援事業	人	0	0	1	増加
老人保護措置	人	0	0	0	現状維持

2 生活支援体制の整備促進

公的サービスでは対応が難しい多様な生活課題や困りごとに対応するため、地域住民やボランティア団体、民間事業者などの多様な担い手の養成・発掘、地域資源の開発やネットワークの構築を図ります。

また、社会福祉協議会と連携し、生活支援コーディネーターの活用や協議体（情報交換、話し合いの場）の設置拡大に努め、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。

主な施策・事業	内 容
① 生活支援コーディネーターの活用	<ul style="list-style-type: none"> 地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワークの構築）を行う生活支援コーディネーターを引き続き配置し、生活支援を担う地域住民やボランティア団体など、多様な主体との協働を図ります。
② 協議体の開催	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の主催で、高齢者を含む参加者や事業所の関係者が集まり、地域の課題について話し合う場を設け、自助・互助・共助の仕組みの中で解決する方法を協議します。 住民目線での地域課題等を共有・解決に向け、小地域での話し合いの場を設置していきます。
③ 生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会が買い物やごみ出し等の生活課題に対する支援サービスをボランティアと協働で実施し、住み慣れた地域での生活継続の支援を行います。また、生活支援サービス実施のための担い手の養成等を行います。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
協議体					
地域課題を検討する場がある行政区の数	か所	1	2	2	増加
協議体会議開催回数	回	5	6	10	現状維持
生活支援サービス					
利用者数	人	-	-	3	増加
ボランティア登録者数	人	-	-	10	増加

基本目標 3 高齢者にやさしい 住みよいまち

主要施策 1 高齢者にやさしい住まいの確保

高齢者一人ひとりの生活や心身機能に対応した居住環境の整備や自宅以外の場所で安心して暮らせる住まいの確保に取り組めます。

施策の展開

1 高齢者に適した居住環境の整備

高齢者ができる限り住み慣れた自宅で生活を送ることができるよう、生活や心身機能、要介護状態などに適した環境整備が必要です。このため、バリアフリー化の普及啓発、介護保険サービスや関係機関と連携した住宅改修など、自宅のバリアフリー化の促進を図ります。

主な施策・事業	内 容
① 住宅改修に関する相談支援	・地域包括支援センターが窓口となり、自宅の手すりの設置や床の段差解消などの住宅改修に関する相談に対応します。
② 住みよか事業の利用促進	・福岡県の住みよか事業を周知し、利用に関する相談や手続きを支援し、バリアフリー化を推進します。
③ 公営住宅の提供	・「久山町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅等の保守点検やバリアフリー化等を行います。
④ 福祉用具利用に関する相談支援	・介護保険制度に基づく、福祉用具貸与や福祉用具購入費支給に関する相談に対応します。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単 位	実 績		見込み	目 標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
住みよか事業利用者数	人	0	0	1	増加
公営住宅等棟数	棟	15	15	15	現状維持

2 安心できる居住の場の確保

特別養護老人ホームや地域密着型サービスのほか、サービス付き高齢者向け住宅の計画的な整備を進め、安否確認や生活相談、介護などのサービスが受けられる住まいの確保に取り組めます。

主な施策・事業	内 容
① 施設サービス・居住系サービスの計画的な整備	・高齢者人口や要介護者の現況、高齢者のニーズを踏まえた上で、過剰な整備とならないよう、周辺市町の動向調査・分析や福岡県介護保険広域連合と協議を行い、計画的な整備を進めます。
② 多様な住まいの整備推進	・高齢者やその家族のニーズに合った住まいが提供されるよう、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）やサービス付き高齢者向け住宅等の多様な住まいの整備を検討します。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
施設サービス・居住系サービスの計画的な整備					
介護保険福祉施設設置数（累計）	か所	2	2	2	現状維持
地域密着型（GH）設置数（累計）	か所	2	2	2	現状維持

主要施策2 高齢者の安全対策の推進

高齢や認知症になっても、本人の意思に基づく自己決定や人権が尊重されたまちづくりが大切です。高齢者虐待の防止や判断能力が低下した人への意思決定支援など、高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進に取り組めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心して暮らしていくためには、大規模な風水害や震災等の災害、事故、犯罪から身を守る取組みが重要です。災害発生時の避難支援体制の強化や防災意識の向上、交通安全・防犯対策の強化に取り組めます。

施策の展開

1 権利擁護の推進

高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組む体制を強化するとともに、地域住民、民生委員児童委員、医療・福祉従事者等による見守りの推進や相談窓口・通報義務の周知徹底に取り組めます。

認知症などにより判断能力が低下した人の権利擁護に向け、関係機関との連携やネットワークの構築を図るとともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの周知啓発を行います。

主な施策・事業	内容
① 虐待の防止、早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none">・見守り協力員への研修や住民講座・ボランティア講座等で、高齢者虐待に関する内容を学ぶことで、住民による見守り体制の整備を図ります。・地域住民や民生委員児童委員、介護事業所等の相談から把握された情報を地域包括支援センターや社会福祉協議会、警察等の関係機関が共有し、虐待の未然防止・再発防止、早期発見や早期対応を図ります。・住民や高齢者と関わる事業所に対し、高齢者の虐待防止や発見時の相談窓口、通報義務の周知に取り組めます。
② 養護者への支援	<ul style="list-style-type: none">・家族等による虐待の未然防止・再発防止に向け、ケアマネジャーに対し、適切な介護サービスの利用や助言、情報提供など家族介護者等へのサポートの充実を図ります。・介護施設等の代表（施設長）や職員等に対し、高齢者虐待防止に関する法制度の周知を行います。

主な施策・事業	内 容
③ 権利擁護に関する制度の周知と利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・町の広報誌やホームページ、リーフレット等を活用し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発に取り組めます。 ・社会福祉協議会が福岡県社会福祉協議会の権利擁護センター等と連携し、日常生活自立支援事業及び法人後見事業を実施するとともに、住民講座の開催や社協だより等での周知を行います。また、住民による権利擁護を推進するため、生活支援員の養成等を検討します。
④ 「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「久山町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関の整備・運営などを、近隣市町との共同実施を含め検討します。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
町長申立による成年後見制度利用件数	件	0	0	0	増加
地域包括支援センターでの権利擁護に関する相談・支援件数	件	3	2	5	増加

2 防災・防犯対策の強化

災害発生時に支援が必要な高齢者が、適切かつ迅速に避難できるよう、地域住民や自主防災組織、民生委員児童委員などと連携し、避難支援体制の強化と連絡体制の確立を目指します。

また、高齢者を対象とした交通安全教育の実施や高齢運転者による安全運転の確認、高齢者を狙った犯罪に対する注意喚起など、防犯意識の向上に向けた普及啓発を推進します。

主な施策・事業	内 容
① 防災に関する情報の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の避難場所や避難経路、非常持ち出し品について普及啓発に取組み、防災意識の向上に努めます。 ・「防災メールまもるくん」の利用について、周知啓発を図ります。
② 避難行動要支援者名簿の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿への登録推進や個別の避難支援計画を作成し、高齢者本人の同意を得た上で、行政区や民生委員児童委員、自主防災組織と情報を共有し、災害等の緊急時の連絡体制・避難支援体制の構築を進めます。
③ 避難生活に必要な専門的支援の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる避難所での生活は、高齢者の健康状態や認知症状の悪化などにつながる恐れがあります。粕屋医師会や町内の介護保険施設等と連携しながら、避難所への専門職の派遣、必要な物資の備えなどについて協議していきます。
④ 交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民やシニアクラブ、警察等の関係機関との連携により、高齢者を対象とした交通安全教室の開催や各種行事やイベントを通じて、交通安全意識の普及啓発に努めます。 ・高齢運転者による交通事故防止に向け、運転免許証の自主返納を呼びかけ、自主返納した場合の支援について周知します。
⑤ 防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が犯罪に巻き込まれることがないように、広報誌や行政区の回覧板、高齢者の集まりの場など様々な機会を通じて防犯対策の普及啓発に努めます。 ・出前講座、街頭キャンペーン等を実施し、久山町消費生活相談室の周知啓発を図り、悪質商法等の消費者トラブルに関する相談に対応します。

【これまでの実績と今後の見通し】

項目	単位	実績		見込み	目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
避難行動要支援者名簿及び個別避難支援計画					
避難行動要支援者名簿登録者数(累計)	人	0	173	149	現状維持
個別避難計画作成件数(累計)	件	0	0	113	増加

施策の展開

3 感染症対策の推進

前計画期間は、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業の実施が困難となり、高齢者の社会参加の機会が失われてきましたが、コロナ禍での感染症対策等を踏まえつつ既存の事業をコロナ禍前の状況に戻していきます。

また、感染症予防とフレイル予防の両面から高齢者の生活と健康を支えるとともに、高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいくくりとして大切な交流の場や機会を維持できるように支援していきます。

主な施策・事業	内容
① 感染症予防とフレイル対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町の広報誌やホームページ、防災行政無線、SNS等を活用し、感染症に関する適切な情報提供や相談窓口を周知するとともに、自宅でできる運動や脳トレなどを紹介し、感染症予防と介護予防・重症化防止に向けた取組みを進めます。 ・令和6年度から実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の中でフレイル予防などの講話を取り入れています。
② 交流の場・機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が地域で集まる際に、実施に向けた助言・情報提供を行い、交流の場や機会の継続を支援します。
③ 感染症発生時の対応と備え	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症が発生した場合でも、高齢者に対する医療・介護のサービスが切れ目なく提供されるよう、関係機関と連携を図り、必要な代替サービスの確保や外出自粛中の見守り支援に取組みます。 ・施設等におけるマスクや消毒液等の備えを確認し、不足物資について県や国への対応を図るとともに、家庭での備蓄についても呼びかけます。

主要施策3 安心した生活環境の整備

長年住み慣れた地域が、高齢者にとって安心して生活できる環境となるよう、公共交通網の改善や新たな交通手段の確保の検討、町内の道路や歩道、公共施設、民間施設等のバリアフリー化など、生活環境の整備・充実を図ります。

施策の展開

1 生活環境の充実

関係課や関係機関、民間バス事業者に対し、高齢者にとって利用しやすい公共交通サービスの改善や見直しを働きかけます。また、自力での移動や外出が困難な高齢者に対し、住民同士の相互による助け合いも含め、ボランティア団体や民間事業者の参入など、多様な主体による生活支援体制の構築や地域生活環境の改善など、総合的なまちづくりを進めます。

主な施策・事業	内容
① バス交通の環境整備	・久山町地域公共交通計画に沿って、住民のニーズを踏まえた改善を継続していきます。
② 外出支援の充実	・運転免許証を自主返納した70歳以上の高齢者に対し、コミュニティバス乗車回数券を支給し、日々の外出を支援します。
③ 多様な主体による生活環境の改善・充実	・高齢者の自立を支援するため、生活支援体制整備事業と連携を図りながら、多様な主体による買い物支援や移動支援の確保に努めます。 ・「久山町都市計画マスタープラン」に基づき、地域生活環境の改善に向けたハードとソフト両面のまちづくりを進めます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項目	単位	実績		見込み	目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
運転免許証自主返納によるコミュニティバス乗車回数券配布件数	件/年	37	26	30	現状維持

2 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

町の道路などの交通環境や公共施設・民間施設について、高齢者にとって安全で利用しやすいものとなるよう、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。

主な施策・事業	内 容
① 道路、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安全に利用できる歩行空間を確保するため、歩道整備等を推進します。 ・町の公共施設について、必要に応じてバリアフリー対応への改善や整備を関係課に求めます。
② バリアフリー化・ユニバーサルデザインの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・商店、商業施設などの民間施設について、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの考え方を普及し、高齢者に配慮した設計や構造となるよう働きかけます。
③ 情報のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・町から情報を提供する際、目や耳の不自由な高齢者や障がい者に配慮し、音声データによる情報提供やウェブアクセシビリティ※に配慮した情報のバリアフリー化を推進します。

※ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障がいのある人など心身の機能に障がいのある人でも、年齢・身体的条件に関わらず、ウェブ（インターネット等）で提供されている情報にたどり着き、利用できること。